

旭川市報道依頼

各報道機関様

KJ00327424

2024年9月2日

発信課	土木部雪対策課
担当者	近江
連絡先	電話 5053
	FAX
	E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日程	令和6年9月2日 8時45分 ~ 令和6年9月30日 17時15分
発表項目 (行事名)	令和6年度 民活提案型雪堆積場管理業務の募集について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>1 趣旨 当該業務を受託しようとする者が、自己所有地や管理地において、雪堆積場としての立地条件や処理能力等について記載した提案書を本市に提出し、審査後、随意契約により受託し、契約内容に基づき履行する。</p> <p>2 受付期間 令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）までの開庁時間（午前8時45分から午後5時15分まで） ※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く</p> <p>3 受付場所 旭川市土木部雪対策課 (旭川市6条通10丁目 第3庁舎2階) ※公募文、募集要領等及び申請書等の様式は、令和6年9月2日（月）から旭川市のホームページへの掲載及び、旭川市土木部雪対策課にて交付する。</p> <p>4 提出方法 当該業務の参加を希望する者は、募集要領等に基づき提案書を作成し持参する。 なお、申請内容を説明できる者が必ず持参すること。 ※郵送等による提出は認めないので注意すること。</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

民活提案型雪堆積場管理業務の募集について

旭川市土木部が所管する民活提案型雪堆積場管理業務について、募集に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）を次のとおり公募する。

令和6年9月2日

旭川市長 今津 寛介

1 公募受付担当部局

住所 〒070-8525
旭川市6条通10丁目 旭川市第3庁舎 2階
旭川市 土木部 雪対策課
電話 0166-25-6225（直通）
FAX 0166-24-7010
E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託
- (2) 業務内容 提案した雪堆積場について、一括して全ての管理を行う業務
- (3) 履行期間 令和6年12月1日から令和7年3月31日まで（予定）

3 参加資格要件

参加希望者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市建設工事等競争入札参加資格又は旭川市物品購入等競争入札参加資格に登録し、入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から「令和6年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 旭川市内に本社、支社、支店、営業所等がある者

- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止されていない者
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
 - ア 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本市との取引上的一切の権限を委任された代理人に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ウ 本募集に参加する個人から本市との取引上的一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

上記要件の他、「提案を行う者の要件」及び「提案する用地の要件」等については「民活提案型雪堆積場管理業務募集要領」による。

4 申請書、募集要領等の交付期間及び方法

民活提案型雪堆積場管理業務募集要領及び様式等（以下「募集要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで
- (2) 交付方法
 - 1の場所で交付するほか、旭川市土木部雪対策課のホームページからのダウンロードにより交付する。（ただし、1の場所での交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
ホームページ URL
<https://www.city.asahisawa.hokkaido.jp/kurashi/440/448/449/d071444.html>
トップ>くらし>水道・除雪・土木>雪対策・除雪>雪>民活提案型雪堆積場管理業務の募集

5 参加手続等

- (1) 「令和6年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」等の提出
参加希望者は、同申請書及び募集要領等に基づいて作成した「提案書」等を次のとおり提出しなければならない。
 - ア 提出期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで。
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

提出時間 午前8時45分から午後5時15分まで。
イ 提出場所 1に同じ。
ウ 提出方法 持参により受け付ける。
なお、提案書等の内容を説明できる者が必ず持参すること。
また、郵送等による提出は認めないので注意すること。

6 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- (1) 申請以降、参加資格要件等を満たしていないことがわかった場合。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - (3) 募集要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、提案書作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
 - (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

7 提案の審査等

- (1) 審査
土木部競争入札等選考委員会において、募集要領等に基づいて提出された「提案書」等の審査を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者を決定する。
- (2) 審査終了予定日 令和6年10月16日
- (3) 通知
受託候補者については、「民活提案型雪堆積場業務提案採用候補地決定書」により通知する。また、受託候補者と決定しなかった提案者に対しては、その旨を通知する。

8 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結
7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約保証金 要する。
ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条各号の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 支払条件 3回（1月、2月、3月）、後払いとする。

9 その他

- (1) 詳細は、「民活提案型雪堆積場管理業務募集要領」、「提案書作成の留意事項」等による。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 提案書等に関するヒアリングは行わない。
- (4) 参加表明及び計画の提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案書等は、返還しない。
- (6) 提出された提案書等は、提出した者に無断で本業務の目的以外の用に使用しない。
- (7) 市は、手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (8) 市は、提案者から提出された提案書等について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

民活提案型雪堆積場管理業務募集要領

民活提案型雪堆積場管理業務の内容並びに同業務に係わる募集の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

地場における民間事業者の経営上のノウハウ、技術力を利用し、提案する事業者自らが、雪堆積場の立地条件の検討、雪堆積場管理費のコスト削減等、創意工夫を行うことで、民間技術力の向上を図りながら、効率的・効果的な雪堆積場の設置を進め、不足する雪堆積場の安定的な確保を行うことで快適な冬の都市環境づくりに寄与する。

2 民活提案型雪堆積場管理業務

民活提案型雪堆積場管理業務の受託を希望する者が、自己所有地又は管理地において雪堆積場を設け、その立地条件、雪処理能力等の適正及び雪処理コストなどについて、「提案書」を本市に提出し、本市における審査後、雪堆積場として使用することになった場合、提案者自らが本市と随意契約により受託して、一括し全ての管理を行う業務をいう。

3 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託
- (2) 業務内容 提案した雪堆積場について、一括して全ての管理を行う業務
- (3) 履行期間 令和6年12月1日から令和7年3月31日まで（予定）

4 提案の募集方法

公募により募集する。公募の詳細については、別途、公募文による。

5 公募受付担当部局

住所 〒070-8525
旭川市6条通10丁目 旭川市第3庁舎 2階
旭川市 土木部 雪対策課
電話 0166-25-6225（直通）
FAX 0166-24-7010
E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

6 参加資格要件

公募に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市建設工事等競争入札参加資格又は旭川市物品購入等競争入札参加資格に登録し、入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から「令和6年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 旭川市内に本社、支社、支店、営業所等がある者
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止されていない者
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
 - ア 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本市との取引上的一切の権限を委任された代理人（以下「役員等」という。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ウ 本募集に参加する個人から本市との取引上的一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

7 提案を行う者の要件

提案する者は、次の各号に該当していかなければならない。

- (1) 雪堆積場として提供できる用地を、自己所有又は土地所有者との賃貸借契約等により管理する者
- (2) 当該業務に使用する13トン級以上の湿地ブルドーザを下表のとおり確保できる者を基本とするが、敷地規模や計画雪堆積量等によって必要な機械を確保できる者とす

る。なお、車両は、排ガス対策型の第1次基準値以上のものとする。

計画雪堆積量	押し出し方式	積み上げ方式	
		5m未満	5m以上
5万立方メートル以下	1～2台	1～2台	3台以上
5万～10万立方メートル	2台以上	2台以上	3台以上
10万立方メートル以上	3台以上	3台以上	4台以上

- (3) 提案内容を的確に履行できること。
- (4) 雪堆積場の整理等、雪堆積場の管理において、適正管理を行うための重機等が不足する場合は、特定共同企業体(共同履行)を結成することができる者

8 提案する用地の要件

提案する用地は、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 用地の所在は旭川市域内、又は隣接する本市域外で本市境界からおおむね3キロメートル程度の範囲に所在すること。
- (2) 都市計画法など関係法令に適合していること。
- (3) 農地法の農地に該当しないこと。ただし、「公募文」に記載する審査終了日迄に農業委員会の許可を得たものはこの限りではない。
- (4) 雪堆積場は、雪堆積スペースのほか、投雪場所等の必要スペースが確保できる面積を有するものとし、原則として1.0ヘクタール以上とする。
- (5) 提案用地及び周辺の地盤は、雪の堆積によって容易に地盤沈下等が発生しないものであること。
- (6) 大型車が円滑に通行できる搬入ルートが確保できること。
- (7) 融雪水処理に問題が生じないように、排水路、沈砂池等の排水施設及び適当な排水先を確保できる場所であること。
- (8) 雪堆積場の設置により、周辺環境に影響を与えない場所であること。

9 提案に係るその他の要件等

- (1) 近隣関係者との調整は、提案者が行うものとし、近隣関係者の理解を必ず得ること。
- (2) 雪堆積場解体業務が必要な場合は、別途発注する。
- (3) 雪堆積場の設置にあたり、第三者に与えた損害は、提案者が賠償の責を負うものとし、適切な措置を行うこと。ただし、搬入車両の瑕疵によって発生した損害は除く。
- (4) 提案の不採用に伴い発生した損害については、本市は一切の責を負わないものとする。
- (5) 民間開放雪堆積場、市専用雪堆積場（日中、夜間又は24時間開設）等の開設形態

区分については本市が決定し、「採用候補地決定書」により通知する。

- (6) 契約時の計画搬入量は本市が定めることとするが、計画搬入量の変更を行う必要があると本市が認める場合は、双方協議の上で、委託料の変更を行う。
- (7) 本市域外の提案用地については、本市が当該提案用地が所在する自治体と行った協議の結果により採用しないことがある。

10 申請書、募集要領等の交付期間及び方法

民活提案型雪堆積場管理業務募集要領及び様式等(以下「募集要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで
- (2) 交付方法

5の場所で交付するほか、旭川市土木部雪対策課のホームページからのダウンロードにより交付する。(ただし、5の場所での交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
ホームページ URL

<https://www.city.asahisawa.hokkaido.jp/kurashi/440/448/449/d071444.html>

トップページ > くらし > 水道・除雪・土木 > 雪対策・除雪 > 雪 > 民活提案型雪堆積場管理業務の募集

11 参加手続等

- (1) 「令和6年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」等の提出

参加希望者は、同申請書及び提案書等を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

提出時間 午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所 5に同じ。

ウ 提出方法 持参により受け付ける。

なお、内容を説明できる者が必ず持参すること。

また、郵送等による提出は認めないので注意すること。

エ 提出書類 別表「提出書類一覧」のとおり

オ 提出部数 別表「提出書類一覧」のとおり

申請書1部

提案書等一式 2組、ほか

- (2) 提案の内容

提案の内容を次の項目により作成し、「提案書」として取りまとめること。なお、詳細は別紙「提案書作成の留意事項」のとおりとする。

ア 計画説明書

- ・「施設計画」について、説明すること。
- ・「安全対策」について、説明すること。

- ・「環境対策」について、説明すること。
 - ・「費用等節減効果」について、説明すること。
 - ・「周辺地域の概要」について、説明すること。
- イ 計画堆積量 　・「提案書作成の留意事項」による算出条件によること。
- ウ 設計見積書 　・計画堆積量に基づき、見積額を算出すること。
- エ 図面、写真、添付資料
- (3) 提出書類の様式、内容、提出部数（詳細は別表「提出書類一覧」のとおり）
- ア 令和6年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書 　：1部
- 【様式1－1】 単体用
- 【様式1－2】 特定共同企業体用
- イ 雪堆積場管理業務設計見積書 【様式2】 　：2部
- ウ 雪堆積場管理業務共同企業体協定書 【様式3】 　：副本1通
- (特定共同企業体で申請する場合に提出)
- エ 誓約書
- 【様式4－1】 単体用 　：1部
- 【様式4－2】 特定共同企業体用：構成員ごと1部提出 　：各1部
- オ 「提案書」は、サイズをA4判の大きさに統一すること。 　：2組
- (図面等は、A4判の大きさに折りたたむこと。)

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 申請以降、参加資格要件等を満たしていないことがわかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 募集要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

13 提案の審査等

- (1) 「土木部競争入札等選考委員会」において、募集要領等に基づいて提出された「提案書」等(以下「提案書等」という。)の審査を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者を決定する。
- (2) 前項の決定の結果、受託候補者と決定した提案者に対して「民活提案型雪堆積場管理業務提案採用候補地決定書」により通知する。また、本業務の受託候補者と決定しなかった提案者に対しては、その旨の通知を行う。
- (3) 決定通知の後、受託候補者と決定した提案者に対して一者特命随意契約を行うため、見積合せの通知を行う。

14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

13において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金 要する。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 3回（1月、2月、3月）、後払いとする。

15 その他

(1) 詳細は、「募集要領」、「提案書作成の留意事項」等による。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案書等に関するヒアリングは行わない。

(4) 参加表明及び計画の提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出された提案書等は、返還しない。

(6) 提出された提案書等は、提出した者に無断で本業務の目的以外の用に使用しない。

(7) 市は、手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

(8) 市は、提案者から提出された提案書等について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

16 スケジュール

民活提案型雪堆積場管理業務の募集以降のスケジュールの概要は、次のとおり。

月日	手続等	備考
9月2日	公募文の掲載	旭川市のホームページに掲載。 (隨時、報道依頼による掲載)
9月2日 ～9月30日	申請書、募集要領等の交付	旭川市土木部雪対策課で交付。 旭川市のホームページに掲載。
9月2日 ～9月30日	提案の受付	旭川市土木部雪対策課まで内容を説明できる者が必ず持参すること。また、郵送等による提出は認めないので注意。
10月上旬	提案内容の確認	

10月中旬	提案の審査 採用候補地決定の通知 不採用の通知	「土木部競争入札等選考委員会」による審査。 決定書の通知。
11月中旬 11月下旬	見積合せ通知書の送付 見積合せ、随意契約締結	採用候補地の提案者宛に通知。 双方協議による合意のもと契約。
12月上旬 ～3月31日	雪堆積場として開設 当該管理業務の完了	開設・閉鎖時期は、降雪・排雪状況等による。

別表

提出書類一覧

提出書類及び提出部数は次表のとおり（No. 2は、共同企業体で申請する場合のみ必要）

No.	書類の名称	備考	提出部数
1	民活提案型雪堆積場 管理業務提案申請書	【様式1－1】単体での申請用 【様式1－2】特定共同企業体での申請用	1部
2	雪堆積場管理業務 共同企業体協定書	【様式3】特定共同企業体で申請する場合、 副本1通を提出する。	1通
3	誓約書	暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者等に 該当しない者であることの誓約 【様式4－1】単体の場合 【様式4－2】特定共同企業体の場合は、構 成員ごと1部提出	1部
4	除雪車両保有調書及 び運転手名簿	(様式任意)	1部

【提案書】(別紙【提案書作成の留意事項】参照)

5	計画説明書	施設計画、安全対策、環境対策、費用節減効果及び周辺地の概要等について説明すること。	2組 (各2部)
6	計画堆積場	雪体積高、雪山法面角度の条件のもと、1万立法メートル単位で算出すること。	
7	設計見積書	【様式2】設計見積書に記載されている価格については、採用審査及び契約締結時に重要なので積算は慎重に行うこと。	
8	位置図	縮尺 1/2, 500 搬入ルートを図示し、道路幅員、路面状況及び排水施設・排水先等を記入すること。	
9	地番図	縮尺は適宜とする。	
10	施設配置図	縮尺は適宜とし、雪堆積位置、面積、標準横断図、排水路、沈砂池等の排水施設の現況及び計画を表記した平面図とする。	
11	当該年度の現況写真	提案用地の最近の現況全景写真、枚数適宜	
12	土地登記事項要約書	土地の所在、地番、地目、面積、所有権が確	

		認できるもの。関係分の写しを提出すること。	
13	固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書	設計見積書において用地費算出の根拠となる資料。関係分の写しを提出すること。	
14	土地使用同意書	自己所有地以外の場合、申請時には同意書又は仮契約書の写しを提出し、当該業務の契約締結後速やかに土地賃貸借契約書の写しを提出すること。	

提案書作成の留意事項

提案書作成に当たっては、民活提案型雪堆積場管理業務募集要領の規定を遵守するほか、次のとおりとする。

1 計画説明書

雪堆積場管理業務を安全かつ効率的に遂行するために必要な施設計画や諸対策について、次の項目に基づき計画説明書として提出すること。

(1) 施設計画

- ア 提案する雪堆積場の概要（管理運営上の特徴等について）
- イ 施設計画の説明
- ウ 雪堆積場への搬入・退出経路の説明

(2) 安全対策

- ア 投雪作業車両の誘導方法
- イ 場内運搬路の勾配及び安全管理方法（スリップ、ザクザク等の対策）
- ウ 必要に応じた、交通誘導警備員、案内看板等の設置

(3) 環境対策

- ア 融雪水の水質汚濁防止対策及び汚濁水の排出防止対策
(融雪水の排水先施設又は流出河川等の確認)
- イ その他周辺地域の環境保全対策

(4) 費用等節減効果

- ア 融雪、解体等の経費低減効果の有無
- イ 立地条件による運搬費低減の有無

(5) 周辺地域の概要

- ア 雪堆積場周囲の土地利用の現状（住宅地、農地、その他）
- イ 雪堆積場周辺住民等の状況と対応

2 計画堆積量

計画堆積量算出に当たっての条件は次のとおりとする。

(1) 雪堆積高

- ・平地（雪堆積場面積1.0ヘクタール未満）： $H = 10$ メートル以下
- ・平地（雪堆積場面積1.0ヘクタール以上）： $H = 15$ メートル以下
- ・斜面、傾斜地 : 現地の状況に合わせ設定する。
※ 平地における堆積高（標記の高さはおよその目安）は、周辺状況を考慮し現地の状況に合わせ設定すること。

(2) 雪山法面角度

- ・法角度を45°として算出すること。

(3) 計画堆積量

- ・堆積量は1万立方メートル単位で算出する（1万立方メートル未満四捨五入）

$$\text{・堆積量} = \text{雪堆積部底面積} \times (1), (2) \text{の条件} \div ○○ \text{万立方メートル}$$

3 設計見積書

次の要件に基づき見積額を算出すること。

(1) 履行期間は、令和6年12月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 雪堆積場開設は12月上旬とし、別途、本市が指定する。

(3) 雪処理費は、次の区分により積算する。

ア 計画堆積量が【30万立方メートル以上の場合】

30万立方メートルを含め、10万立方メートル単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。ただし、最大60万立方メートルまでとする。

例：計画堆積量が48万立方メートルのとき、30万、40万、48万立方メートルについて積算する。

イ 計画堆積量が【10万立方メートル以上30万立方メートル未満の場合】

10万立方メートルを含め、5万立方メートル単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。

例：計画堆積量が27万立方メートルのとき10, 15, 20, 25, 27万立方メートルについて積算する。

ウ 計画堆積量が【10万立方メートル未満の場合】

2万立方メートルを含め、1万立方メートル単位でそれぞれ計画堆積量まで積算する。

例：計画堆積量が7万立方メートルのとき2, 3, 4, 5, 6, 7万立方メートルについて積算する。

(4) 本市から指示があった場合は、その堆積量について積算すること。

(5) 積算は、市専用雪堆積場、民間開放雪堆積場の区分のほか、日中開設（午前9時から午後5時まで）、夜間開設（午後5時から翌日午前8時まで）と24時間開設に区分して行うこととする。

(6) 積算内訳は、労務費、整理費、仮設費、用地費及び諸経費に区分し、その合計を雪堆積場管理費とする。ただし、消費税相当額は除く。

※ 提案受付後、積算内訳の詳細について必要書類の提出を求めることがある。

(7) 雪処理単価は、1立方メートル当たり単価とし、設計見積書（様式2）に記載された雪堆積場管理費（消費税相当額を除く。）の合計額を堆積量で除した金額とする。（1円未満四捨五入）

令和6年度 民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長 今津 寛介

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業務名

(仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託

標記業務の提案について、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること並びにこの申請書及び提案書等のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約し、相違が判明した場合、この申請が無効となることを了承します。

提案概要

雪 堆 積 場 の 用 地	所 在				
	所有者				
	雪堆積場の用 に供する面積	m ²			
	登記地番・地目 (使用する土地すべ てについて記入)				
借 地 等 管 理 地	所 在				
	所有者				
	雪堆積場の用 に供する面積	m ²			
	登記地番・地目 (使用する土地すべ てについて記入)				
計画堆積量	万 m ³	※ 開設形態	<input type="checkbox"/> 市専用雪堆積場	<input type="checkbox"/> 民間開放雪堆積場	
			<input type="checkbox"/> 日中開設	<input type="checkbox"/> 夜間開設	<input type="checkbox"/> 24時間開設
※ 解体作業の必要性			<input type="checkbox"/> 必 要(月まで融雪)	<input type="checkbox"/> 不 要	<input type="checkbox"/> 清掃作業のみ必要

※「開設形態」及び「解体作業の必要性」:□印に✓点又は■を記入

提出書類

誓約書	【様式4-1 単体用】	1部
除雪車両保有調書 及び運転手名簿	(様式任意) 当該年度、本市の「雪堆積場解体業務」を完了した受託者は提出不要	1部
提案書	【様式2】 位置図、地番図、施設配置図、現況写真(当該年度) 土地登記事項要約書 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)明細書 【自己所有地以外の場合】土地使用同意書又は仮契約書の写し	2組
計画説明書		
計画堆積量		
設計見積書		
図面等		

令和6年度 民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書

令和 6年 9月□□日

(宛先) 旭川市長 今津 寛介

申請者

住 所 旭川市□□△条△丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社 ○○○○
 代表者氏名 代表取締役 □□ □□

業務名 (仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託

標記業務の提案について、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、すべての参加資格要件を満たしている
 項は事実と相違ないことを誓約し、相違が判明した場合は、自己所有地の場合には、上段に記

提案概要

雪 堆 積 場 の 用 地	所 在	旭川市□□△条△丁目 ○○-1, ○○-2, 他		
	所有者	株式会社 ○○○○		
	雪堆積場の用 に供する面積	○○, ○○○ m ²		
	登記地番・地目 (使用する土地すべ てについて記入)	○○-1 原野 ○○-2 原野 □□□-3 宅地		
借 地 等 管 理 地	所 在			
	所有者			
	雪堆積場の用 に供する面積	m ²		
	登記地番・地目 (使用する土地すべ てについて記入)	※注意：対応可能な開設形態を記載。		
計画堆積量	○○ 万m ³	※ 開設形態	<input checked="" type="checkbox"/> 市専用雪堆積場 <input type="checkbox"/> 民間開放雪堆積場 <input checked="" type="checkbox"/> 日中開設 <input checked="" type="checkbox"/> 夜間開設 <input type="checkbox"/> 24時間開設	
※ 解体作業の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必 要(○月まで融雪) <input type="checkbox"/> 不 要 <input type="checkbox"/> 清掃作業のみ必要			

※「開設形態」及び「解体作業の必要性」:□印に✓点又は■を記入

提出書類

誓約書	【様式4-1 単体用】	1部
除雪車両保有調書 及び運転手名簿	(様式任意) 当該年度、本市の「雪堆積場解体業務」を完了した受託者は提出不要	1部
提案書	【様式2】 位置図、地番図、施設配置図、現況写真(当該年度) 土地登記事項要約書 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)明細書 【自己所有地以外の場合】土地使用同意書又は仮契約書の写し	2組
計画説明書		
計画堆積量		
設計見積書		
図面等		

(様式1-2 共同企業体用)

令和6年度 民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書

(宛先) 旭川市長 今津 寛介

令和 年 月 日

申請者	共同企業体
代表者 住 所	
商号又は名称	
氏 名	

業務名 (仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託

標記業務の提案について、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること並びにこの申請書及び提案書等のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約し、相違が判明した場合、この申請が無効となることを了承します。

提案概要

雪 堆 積 場 の 用 地	所在			
	所有者			
	雪堆積場の用 に供する面積	m ²		
	登記地番・地目 (使用する土地すべ てについて記入)			
借 地 等 管 理 地	所在			
	所有者			
	雪堆積場の用 に供する面積	m ²		
	登記地番・地目 (使用する土地すべ てについて記入)			
計画堆積量	万 m ³	※ 開設形態	□市専用雪堆積場	□民間開放雪堆積場
			□日中開設	□夜間開設
※ 解体作業の必要性			□必 要(月まで融雪)	□不 要
			□清掃作業のみ必要	

※「開設形態」及び「解体作業の必要性」: □印に✓点又は■を記入

提出書類

共同企業体協定書	【様式3】共同企業体協定書の副本を提出する	1通
誓約書	【様式4-2 共同企業体用】構成員ごと各1部提出	各1部
除雪車両保有調書 及び運転手名簿	(様式任意) 当該年度、本市の「雪堆積場解体業務」を完了した 受託者は提出不要	1部
提案書		2組
計画説明書		
計画堆積量		
設計見積書	【様式2】	
図面等	位置図、地番図、施設配置図、現況写真(当該年度)	
添付書類	土地登記事項要約書 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)明細書 【自己所有地以外の場合】土地使用同意書又は仮契約書の写し	

令和6年度 民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書

令和 6年 9月□□日

(宛先) 旭川市長 今津 寛介

申請者 ○○○○・△△△ 共同企業体
 代表者 住 所 旭川市□□△条△丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社 ○○○○
 氏 名 代表取締役 □□ □□

業務名 (仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託

標記業務の提案について、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、すべての参加資格要件を満たしている
項は事実と相違ないことを誓約し、相違が判明

※注意：自己所有地の場合には、上段に記載事

提案概要

雪堆積場の用地	所在	旭川市□□△条△丁目 ○○-1, ○○-2, 他				
	所有者	株式会社 ○○○○				
	雪堆積場の用に供する面積	○○, ○○○ m ²				
	登記地番・地目(使用する土地すべてについて記入)	○○-1 原野 ○○-2 原野 □□□-3 宅地	※注意：地目については「課税証明書」			
借地等管理地	所在	旭川市□□△条△丁目 ××-1				
	所有者	株式会社 △△△				
	雪堆積場の用に供する面積	△, △△△ m ²				
	登記地番・地目(使用する土地すべてについて記入)	××-1 原野	※注意：対応可能な開設形態を記載。			
計画堆積量	○○ 万m ³	※ 開設形態	□市専用雪堆積場 □日中開設	☑民間開放雪堆積場 □夜間開設 ☑24時間開設		
※ 解体作業の必要性	□必 要(月まで融雪) ■不 要 □清掃作業のみ必要					

※「開設形態」及び「解体作業の必要性」:□印に✓点又は■を記入

提出書類

共同企業体協定書	【様式3】共同企業体協定書の副本を提出する	1通
誓約書	【様式4-2 共同企業体用】構成員ごと各1部提出	各1部
除雪車両保有調書及び運転手名簿	(様式任意) 当該年度、本市の「雪堆積場解体業務」を完了した受託者は提出不要	1部
提案書	【様式2】 位置図、地番図、施設配置図、現況写真(当該年度) 土地登記事項要約書 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)明細書 【自己所有地以外の場合】土地使用同意書又は仮契約書の写し	2組
計画説明書		
計画堆積量		
設計見積書		
図面等		
添付書類		

(様式2)

雪堆積場管理業務設計見積書

記入例

申請(代表)者 株式会社○○建設

代表取締役 ○○ ○○

雪堆積場 管理費	設計堆積量 100,000m ³		設計堆積量 150,000m ³		設計堆積量 200,000m ³		設計堆積量 250,000m ³		設計堆積量 270,000m ³	
	(A)・B・C	A・B・(C)								
労務費	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	
整理費	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	
仮設費	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	
用地費	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	
諸経費	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	△△	○○	
合計	①円	①' 円	②円	②' 円	③円	③' 円	④円	④' 円	⑤円	⑤' 円

【消費税相当額は除く】

単位: 円 (円未満四捨五入)

処理単価(m ³)	(①/10万) 円/万m ³	(①'/10万) 円/万m ³	(②/15万) 円/万m ³	(②'/15万) 円/万m ³	(③/20万) 円/万m ³	(③'/20万) 円/万m ³	(④/25万) 円/万m ³	(④'/25万) 円/万m ³	(⑤/27万) 円/万m ³	(⑤'/27万) 円/万m ³

※設計堆積量が5種類を超える場合は、本書を複数枚提出すること。

※表内のA・B・Cは、開設形態(A:日中開設 B:夜間開設 C:24時間開設)を示し、該当するA・B・Cに○印を付すこと。

解体費内訳書

解体費	□□	××	□□	××	□□	××	□□	××	□□	××
清掃費	□□	××	□□	××	□□	××	□□	××	□□	××
諸経費	□□	××	□□	××	□□	××	□□	××	□□	××
合計	□□円	××円								

(様式 2)

雪 堆 積 場 管 理 業 務 設 計 見 積 書

申請（代表）者

(消費税相当額は除く)

単位：円（円未満四捨五入）

处理单值(m^3)

※設計堆積量が5種類を超える、又は開設形態が2タイプを超える場合は、本書を複写し使用すること。

※表内のA・B・Cは、形態(A:日中開設、B:夜間開設、C:24時間開設)を示す。該当するA・B・Cに○印を付すこと。

解體費内訳書

(様式3)

(共同履行方式)

民活提案型雪堆積場管理業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帶して営むことを目的とする。

2 旭川市発注に係る下記業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の委託

※ 業務名

雪堆積場管理業務委託（提案型）

（※業務名は、提出時、記入しない）

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体
(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和____年____月____日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い委託契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとし、業務の契約内容の変更、委託料の増減があっても、この比率は変えないものとする。

会社名 _____ %

会社名 _____ %

会社名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくの上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 企業体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他委託業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、業務完了のとき、業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 業務を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により業務の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 企業体解散後、当企業体の履行した業務が契約の内容に適合しないものであったときは、構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか_____社は、上記のとおり
共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書正本_____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の
上、正本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資格審査申
請等のため旭川市長に提出する。

令和 年 月 日

共同企業体

代表者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者 氏名 _____ 

構成員 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者 氏名 _____ 

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者 氏名 _____ 

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長 今津 寛介

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 6 年度民活提案型雪堆積場管理業務募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。また、誓約内容確認のため、貴市が関係機関に調査・照会を行うこと及び調査・照会に必要となる協力を行うことについて承諾いたします。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
 - (1) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から旭川市との取引上の一切の権限を委任された代理人に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - (3) 本募集に参加する個人から旭川市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- 3 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長 今津 寛介

共同企業体名 _____ 共同企業体
構成員 住 所
商号又は名称
氏 名

令和6年度民活提案型雪堆積場管理業務募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。また、誓約内容確認のため、貴市が関係機関に調査・照会を行うこと及び調査・照会に必要となる協力をを行うことについて承諾いたします。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
 - (1) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から旭川市との取引上の一切の権限を委任された代理人に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - (3) 本募集に参加する個人から旭川市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- 3 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

※構成員全てについて提出すること。